

●次世代自動車の導入に対する補助制度（平成 27 年度）

(1) 中小トラック運送業者における低炭素化推進事業	
目的	長期経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進し、トラック輸送における CO ₂ 排出削減を図る。
対象者	トラック運送業者（中小事業者に限る。）
補助対象	先進環境対応型ディーゼルトラック
補助率	大型車 100 万円、中型車 70 万円、小型車 40 万円（定額補助）
問合せ先	一般財団法人 環境優良車普及機構 電話：03-5341-4577

(2) 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、物流の低炭素化促進事業 （大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業）	
目的	大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデルの構築に係る事業計画を策定し、これに基づく車両及び設備導入経費を補助することにより、中距離貨物輸送を担う大型トラック輸送の低炭素化を図る。（平成 27 年度は前年度からの継続事業のみを実施）
対象者	一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備を導入する者、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業、団体
補助対象	大型 CNG トラック、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備
補助率	導入費用の 1/2（上限 1 億円）
問合せ先	一般社団法人低炭素社会創出促進協会 http://lcspa.jp/

(3) 環境対応車普及促進対策事業	
目的	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の推進を図ることが重要であることから、自動車運送事業者の次世代自動車（CNG 自動車、ハイブリッド自動車）の導入を支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	(1) CNG トラック・バス、ハイブリッドトラック・バス (2) 使用過程車の CNG 車への改造
補助率	(1) 車両本体価格の 1/4 以内又は通常車両価格との差額の 1/3 以内（※） ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合については通常車両価格との差額の 1/2 以内 (2) 改造費用の 1/3 以内
問合せ先	国土交通省 自動車局 バス車両の導入：環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533) トラック車両の導入：貨物課 電話：03-5253-8111 (ex.41322)

(4) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業	
目的	電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対し、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む）及び充電施設の導入
補助率	(1) 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む） ※電気自動車への改造も含む バス：車両本体価格の 1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の 1/3 ※燃料電池車：車両本体価格の 1/2 (2) 充電施設 バス：車両本体価格の 1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の 1/3
問合せ先	国土交通省 自動車局環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533)

(5) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	
目的	クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等）の導入
補助率	同格のガソリン車との差額から、車種ごとに設定された一定額を引いた額の1/1もしくは2/3以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-3503-3782

(6) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業	
目的	次世代自動車用充電器の設置に対する補助等の事業を行うことにより設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	充電設備の設置（急速充電設備、普通充電設備）
補助率	本体価格及び設置工事費の2/3もしくは1/2以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-4415

(7) 水素供給設備整備事業費補助金	
目的	燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図る。
対象者	法人、個人事業者（地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む。連名を含む。）
補助対象	水素供給設備一式（オンサイト方式、オフサイト方式、移動式など）、設計・工事・経費等一式、新規需要創出等活動支援費一式
補助率	整備事業：補助対象経費の1/2（又は定額）と補助上限額を比べて低い金額 新規需要創出活動支援事業：定額
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-1562

(8) 地域再エネ水素ステーション導入事業	
目的	再エネ由来の水素ステーションを導入することで、低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進を図る。
対象者	地方公共団体、民間団体及びその他の法人
補助対象	再生可能エネルギー由来の水素ステーション一式（再エネ由来の発電設備、土工費含む）
補助率	補助対象経費の3/4
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351（内線 6577）